

題記争議ニ関スル前報后ノ状況左記ノ通りニ有之推移注視中
一 事業主側

記

一 事業主側

會社側ニ於テハ當初ノ声明通り工場閉鎖ノ方針ニテ下記ノ如ク調停者タル大島町長ニ對シテモ右方針ニヨリ職工ニ對スル解雇手當額ニ就テ教令ノ考慮ヲ為ス可キ旨通告セルモノニテ依然強硬ナル態度ナルカ最近大川社長ノ關係会社方面ヨリ争議團ノ行動ニ鑑ミ之ガ解決方ニ付進言スル處アリタルが目下何等具体化スルニ至ラス

二 争議團側

争議團本部ニ於テハ首魁部タル南喜一 瀨野己之吉 小島信一 中島祐一 及團員タル高橋半太郎 砂賀七松 神林榮 鷹接者蟬山芳郎 外数名ハ對策協議セルカ

6. 10. 20

1829

勞務案三六九六號

昭和五年十月十八日

警視總監 丸山鶴吉

勞務大臣 安達謙藏 殿
社會局長 官殿
各廳府縣長官 殿

（大島町 南喜一 瀨野己之吉 砂賀七松 蟬山芳郎 鷹接者）

株友會社大島製鋼所勞働争議ニ関スル件（案二十三報）

要旨

- (1) 會社ニ於テハ本月十五日社員及雇員ヲ休職シテ四名解職四十八名ヲ代表ニ解雇手當金額八萬六千五百名表ノ予定ナリ
- (2) 争議團本部ニ於テハ重傷ノ其他関係者ヲ再三訪問セルモ得レズナシ
- (3) 本月十四日ニ所請地會ヲ開キ其他附近工場ニテケセラフ機會擴大ニ努ムコトアリ
- (4) 前報解雇社員ハ別途會社ニ交渉スヘク協議中ナリ

標記争議ニ関スル状況左記ノ通りニ有之

記

一 事業主側